公益社団法人熊谷市シルバー人材センター配分金規約

平成13年3月13日

規 約　第 2 号

（目的）

第1条　この規約は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。

（振り込み、全額支払いの原則）

第2条　センターは、就業した会員に対するその配分金を、会員が指定するゆうちょ銀行に振り込む方法をもって、その全額を支払うものとする。ただし必要に応じ現金で支払うことができる。

2　センターは会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日の原則）

第3条　センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月18 日に支払うものとする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第4条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積り基準の決定）

第5条　会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

（規約の改廃）

第6条　この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附　則

この規約は、平成13年6月1日から施行する。

附　則

配分金配分規約（昭和63年規約第2号）の全部を改正する。

この規約は、平成20年2月26日から施行する。

附　則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。